

## 「建築士サポートセンター」開設のご案内

建築基準法・建築物省エネ法改正に係る各種申請手続きをサポートします

令和4年6月17日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法により、令和7年4月1日から、旧4号建築物の構造審査等が始まり、また、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化されます。

(公財)佐賀県建設技術支援機構では、改正法の円滑な施行に向けて、申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートする「建築士サポートセンター」を開設しました。  
お気軽にご連絡ください。

### 建築士サポートセンターの概要

■ サポートの対象者・建築物  
・建築確認の手続きを予定している建築士等の皆様

・原則、現4号建築物のうち新2号建築物に該当するもの

#### ■ サポートの流れ

- ① 【お申込み】建築士等の皆様が事務局（佐賀県建設技術支援機構）にサポートの申込み  
※国の予算の範囲内で実施するため、お待たせする又はお断りする場合があります
- ② 【サポート内容確認】申込者が事務局に申請書類・図面等一式を提出  
(サポート内容に関する申請書類・図面等一式を提出ください)
- ③ 【サポート日時連絡】事務局が図面等を確認し、日程調整のうえ申込者に連絡
- ④ 【アドバイスの実施】事務局で対面又はWEBミーティングでの実施（1時間程度）

#### ■ サポート内容

※以下のアドバイスを行いますが、基準への適合性を確認するものではありません

・確認申請図書の作成アドバイス  
(建築基準法関係図書等、建築物省エネ法関係図書等の種類及び記載方法)

・構造関係に関するアドバイス（壁量計算、設計支援ツールの使用方法）

・建築物省エネ法に関するアドバイス（省エネ適判手続き、仕様基準、省エネ計算）

・住宅ローン減税に必要な省エネ基準適合証明作成アドバイス

■ 費用：無料（申込、WEBミーティングに係る通信費等は、申込者でご負担ください）

■ 期間：令和6年12月9日（月）～令和7年3月14日（金）予定

■ 申込方法：「建築士サポート」申込書をメール又はFAXで事務局あてご提出ください

### 《建築士サポートセンター事務局》

公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構 建築確認事務所

〒849-0936 佐賀市鍋島町大字森田912番地 (担当：岩崎、峯)

TEL : 0952-97-5610 FAX : 0952-97-5609

E-mail : kenchikusapo@sagacat.or.jp

## 「建築士サポートセンター」 サポートの流れ

### ■ ステップ1 事務局にサポートを申込み

事務局：公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構 建築確認事務所  
〒849-0936 佐賀市鍋島町大字森田912番地 (担当：岩崎、峯)  
TEL : 0952-97-5610 FAX : 0952-97-5609 E-mail : kenchikusapo@sagacat.or.jp

- ・サポート申込書をメール又はFAXにて提出ください。申込書様式はホームページに掲載しています。
  - ・事務局から申込受付後に申請書類・図面等一式の提出依頼のご連絡をします。
- ※ 申請書類・図面等一式のご提出が原則ですが、部分的なご相談についてもサポートします。



### ■ ステップ2 事務局に申請書類・図面等一式を提出

以下の申請手続き等について、申請書類・図面等一式を事務局にご提出ください。  
(部分的なご相談の場合は、関係する申請書類・図面等一式を提出ください。)

- ・確認申請図書（建築基準法関係図書等・建築物省エネ法関係図書等）
- ・構造関係図書（壁量計算書、設計支援ツール資料等）
- ・建築物省エネ法関係図書（省エネ適判申請図書、仕様基準資料、省エネ計算書等）
- ・住宅ローン減税対象建物に関する資料

提出方法：持参、郵送、メール（データはPDFをお願いします）

※提出された資料は、原則としてお返ししません。

- ・サポート員を決定し、サポート員が申請書類・図面等一式を予め確認します。
- ・申込者とアドバイスを行う日程の調整を行います。



### ■ ステップ3 サポート員によるアドバイス

- ・提出された申請書類・図面等一式についてサポート員がアドバイス（助言、指摘等）を行います。
- ・アドバイスは、対面又はWEBミーティングで行います。（1時間程度）
- ・対面の会場：公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構 建築確認事務所（会議室）
- ・WEBの方法：ZOOMミーティング

※ サポート業務は、確認申請書類一式の作成にあたって必要な知識・経験について、具体的な計画に沿いつつ客観的にサポートするものです。具体的な計画への設計・コンサル業務としての関与や、確認審査業務の一部を担うものではありません。

内容の適否につきましては、必ず確認申請先にて再度確認・相談をお願いいたします。